

様式第 3 号(第 10 条関係)

発第 号
年 月 日

様

大洗町長

大洗町空き家利活用リフォーム補助金交付 決 定・却 下 通知書

年 月 日付けで交付申請のあった大洗町空き家利活用リフォーム補助金について審査した結果、下記のとおり交付することに決定・却下したので、大洗町空き家利活用リフォーム補助金交付要綱第 10 条により通知します。

記

1. 補助金

円

2. 交付の条件

- (1) 補助金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保することはできません。
- (2) 次に掲げる場合においては、補助金の交付決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その返還を求めます。
 - ア 要綱の規定に違反したとき。
 - イ 偽りその他不正な行為によって補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。